

おかげさまで 開業11周年 ありがとうございます

地引労務管理事務所

事務所便り 2019年7月号

2019年も早くも半分が過ぎてしまいました。昨年は7月になる前に梅雨が明けていましたが、この事務所便りを作成している時点では、まだ梅雨明けせずにどんよりした天気が続いています。

サッカー女子ワールドカップでなでしこジャパンは惜しくもベスト16で敗退してしまいました。フランスでの大会で中継が夜中や明け方でしたので、ほとんど見られませんでした。世界のレベルに少し差が出てしまった感じでしょうか。世代交代の難しさもあったかもしれませんね。プレイバックの放送を観たいです。

さて、労働保険の年度更新や社会保険の算定基礎届の手続きは済みましたか？働き方改革関連法対策はしっかりとされていますか？ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

7月のトピックス

- ・ 民間の障害者雇用について
- ・ 無期転換ルールの通知義務化について
- ・ 未払い賃金の請求期限について

民間の障害者雇用について

厚生労働省の平成30年度障害者雇用実態調査によりますと、全国の民間企業で働く障害者は、82万1,000人と過去最多を更新しました。5年前の前回調査より19万人の増加です。企業の法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられたことが影響しているとみられます。

無期転換ルールの通知義務化について

厚生労働省は、改正労働契約法で2013年4月から制度が始まった「無期転換ルール」について、権利発生直前に企業が雇止めをする問題が起きていることを受け、今秋までに雇止めの実態調査の結果をとりまとめ、対応策を検討されます。企業側に対して、無期転換の権利発生までに対象者に通知するよう都道府県の労働局に通達を出して義務付けることなどが考えられます。

未払い賃金の請求期限について

厚生労働省は、企業に残業代などの未払い賃金を遡って請求できる期間を、現行の2年から延長する方針を決定しました。来年施行の改正民法で、債権消滅時効が原則5年となったことを踏まえたものです。経営側からは企業負担増大を懸念する意見があり、労使間の隔たりが課題。具体的な延長期間は、今秋にも労働政策審議会で議論されます。

